

戦争法が強行成立

小澤力理事長が声明 「民意を踏みにじる採決」と抗議

集团的自衛権の行使容認を含む戦争法（安全保障関連法）は9月19日、参院本会議で採決され、自民・公明の与党に加え、日本を元気にする会・次世代・新党改革の賛成多数で可決・成立した。憲法が定める平和主義を根柢から覆し、海外での武力行使に道を開くことになる。同日、小澤力理事長は同法の成立に強く抗議する声明を発表した。声明の全文は次の通り。



9月19日未明、参議院本会議で与党議員らの賛成で安保法案の採決が強行された。国民の多数が今国会での法案成立に反対するなかで、十分な審議もなく民意と民主主義を踏みにじって採決されたことに強く抗議する。

安保法案は、衆参の委員会議を経て、十分な審議もなく民意と民主主義を踏みにじって採決されたことに強く抗議する。



員会審議を通じて「違憲性」が明白となり、ホルムス海峡の機雷掃海など安保法案の立法根柢としての事実を首相自らが撤回した。また、委員会審議を通じて審議が200回以上中断、委員会へ出された疑問や法解釈について首相や閣僚らはほとんどに答弁しておらず、審議が尽くされていない。

立憲主義否定の「違憲立法」により、災害救助で活躍した自衛隊が、海外での米軍の軍事活動に協力する軍隊に変質すること、平和外交ではなく軍事力による力の外交が台頭すること、それらにより諸外国との軍事的緊張関係がいつそう高まり、自衛隊員や国民の命が危険にさらされることを強く懸念する。

法案審議を通じて、安保法案が日米新ガイドラインの具体化としての立法であり、自衛隊が米軍の「下請け」となること、後方支援と称して兵站活動を行い、駆けつけ警護などの名目で戦闘地

域で武器の使用を行うこと、つまり、海外で武力行使を行うことが立法の目的であることが明らかとなった。

改正武力攻撃事態法では、集团的自衛権が行使される「存立危機事態」に対処するため、日赤、国立病院機構等の指定公共機関は、米軍や自衛隊に対し、医薬品や医療行為等の物品役務の提供が義務化される。必要とあらば、米軍や自衛隊が指定公共機関を大きく拡大し、民間医療機関にも同法が適用させられる。民間医療機関が、命を奪う戦争に加担・協力させられることを強く懸念する。



歯科健診に580人

北大阪地区は9月20日、「吹田よっといで祭」で歯科健診を実施、580人が受診した。歯科医師8人と歯科衛生士らが出務した。親子や高齢者、外国人も受診し、歯磨き相談などにも応じた。

間医療機関にも同法が適用させられる。民間医療機関が、命を奪う戦争に加担・協力させられることを強く懸念する。

安民法制廃案を求める多くの市民らが自発的に行動し、自分の言葉で語り、平穏な生活を破壊させない行動、自由と民主主義を取り戻す行動に立ち上がっている。選挙で民意を示し、違憲立法を廃案とするうねりは決して押しとどめることはできない。

命奪った軍の命令

来々 伝える 戦後70年 ⑤

小学校を卒業する頃に日中戦争が始まった。学校では「忠君愛国」を叩き込まれ、遊びと言えは「兵隊ごっこ」だった。軍国主義の中で青春時代を過ごした人間は皆、天皇に一身を捧げ、お国のために死んでいくものだと洗脳された。



城東区・古田光行さん（90）
經由地の南京では爆撃を受け、宿舍の炊事場に落ちた爆弾で部隊の同僚が亡くなったという

城東区・古田光行さん（90）

釜山（プサン）に渡り、汽車で満州（現中国東北部）を経由し、12日間かけて上海に到着。東シナ海を南下し、香港に向かうはずだったが、乗った船が機雷で被害を受け待機することになった。

戦争では高級将校が机の上で作戦を練る。海から行けなくなると、「陸路で行け」と簡単に命令を出す。内陸部を行軍するのは非合理で過酷な道のりだ。少し考えれば分かることだが、命令には逆らえない。

先発した部隊は3千人いたが、生き延びたのは100人ほどだった。戦いで命を落としただけでなく、移動中の食料不足や伝染病などで多くの命が奪われた。幸いにも私は蘇州市・常熟で陣地作業をすることになり、そのまま終戦を迎えることができた。命拾いしたのは運でしかない。

帰還兵の世話を命じられ、戦後も現地に残った。前線から戻って来る日本兵の姿は悲惨だった。皆、一様に痩せ細り、ポロポロになっていた。ある少佐は倉庫前に落ちていたメリケン粉を見て、「部隊員に食わしてやってくれ」と私に懇願した。そんな状態でよく戦争を続けていたものだと思ひつた。

今日の数字

222回

衆参の安保法審議の中断回数。整合性のない答弁を繰り返し、採決を強行。

70年が経ち、「戦争法」が大問題になっている。集团的自衛権が行使されれば、今度は米国のために日本の若者が死ぬことになる。こんな愚かなこととはない。どう理由があろうと絶対に戦争をしてはならない。

憲法にてらして 戦後70年を問う

▽10月25日（日）14時～16時半／M&Dホール
▽参加費無料（市民公開講座）／定員150人

「おおさか医科・歯科九条の会」は、新進気鋭の憲法学者・木村草太氏の講演会を10月25日に開きます。木村氏は首都大学東京准教授で、テレビ朝日系「報道ステーション」のコメンテーターを務めています。戦後70年が経ち、政府が集团的自衛権の行使に道を開くなか、私たちは憲法をどう活かすべきなのか。縦横に語ってまいります。お申し込みは協会事務局までお願いします。

講師 木村草太氏



歯界

水郷と称される利根川流域の美観は、日本中どこにでも見られた。同時に洪水が今も昔も稲作日本の常態だった。昔の河川は人の移動や物資の輸送の要で、女でも伝馬船くらい漕いだ。幕末でも船上では敵味方ともに刀を抜いたりしない。船中で弁当を開いたり、川岸からは饅頭売りの声が呼び交わされた。

今は観光客が祭りの神輿を運ぶ以外の用途は農業用水だけで、道路と車が輸送の役割を奪った。台風や洪水の被害が大きくなったのは、保有資産が大きくなったからで、芭蕉の庵なんか、流されても被害は少なかった。テレビに映る現代の被災は、まず道路が冠水して車が役に立たなくなり、避難所への移動もままならなくなる。

振り返れば、防岸工事を施した川はどれも細くなり、時には埋め立てられて宅地や道路に転用された。人は自然と共生していたのが、肥大化した現代社会の主人公は事とそ

のための道路、つまりは巨大資本に見えてくる。